

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

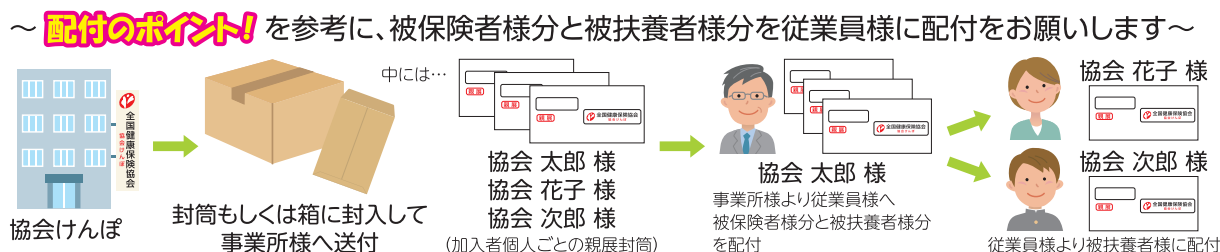
2024年
8月号

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の 配付をお願いします

全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易的に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付します。従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

配布の流れ



送付時期

1回目
令和6年9月

2回目
令和7年1月*

*1回目の対象者データ抽出以降に
新規資格取得された方の分

配付のポイント!

個人ごとの封筒の窓から、右記のように
従業員様の氏名(被保険者氏名)と封入
されている方の氏名(対象者氏名)を確認
することができます。

配付いただく際には、被保険者氏名の
方に配付をお願いします。

(記号)12345678 (番号)1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎様
(対象者氏名) 協会 花子様



送付物について

●資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握することができます。また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

●マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、令和6年9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号 0570-015-369

開設時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)をお願いします。
※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、
ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、
ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、
ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、
ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

健康保険証は令和6年12月2日に廃止されます。
医療機関等を受診する際はマイナ保険証を
利用しましょう!



交通事故・自損事故など、第三者の行為によるケガで保険証を使う場合は 「第三者等の行為による傷病(事故)届」をご提出ください

第三者の行為によりケガをした場合でも、工作中（労働災害）や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。

※工作中（労働災害）や通勤途中でのケガの場合は、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

第三者行為によるケガの例

健康保険給付の流れ（一部負担割合3割の場合）



協会けんぽ（健康保険）は、本来、加害者が支払うべき医療費等を一時的に立て替えることになります。その費用を加害者（相手方の加入する損害保険会社等）に請求する際に「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要となりますので、すみやかに協会けんぽへご提出ください。

！ 示談は慎重に 健康保険で治療を受けられた場合、当事者だけで示談をしてしまうと、請求すべき医療費などを加害者に請求できなくなり、その結果、被害を受けられた方へ請求する場合がございます。示談する前に、必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。

「第三者行為による傷病(事故)届」のダウンロードはこちらから



●お問い合わせ先 レセプトグループ TEL:076-431-5272

資格を喪失される方の保険証の回収と返却をお願いします

例年、退職やご家族(被扶養者)の就職等による扶養解除のため、健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、その後も保険証を使用するケースが多く発生しています。**資格がなくなった保険証は使用できませんので、回収と返却にご協力をお願いします。**

「退職される方」や「扶養から外れる方」にお伝えください

資格喪失時の保険証のポイント

- ① 在職時の保険証が使用できるのは**退職日まで!**
※ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた日から保険証は使えません。
- ② 退職時には必ず**保険証の返却を!**
ご家族の保険証や、高齢受給者証、限度額適用認定証も併せてご返却ください。

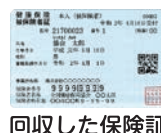
！ ご注意ください

※資格がなくなった保険証を使用して医療機関等を受診された場合、**協会けんぽ負担分の医療費（総医療費の7割～8割）を返納**していただくこととなります（後日、協会けんぽより請求）。

保険証回収後の事業所様のお手続き

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格喪失届
（ご家族の方が扶養から外れる場合は、被扶養者（異動）届）

もしくは
電子申請による
お手続きの場合は
「到達番号」の
わかる書面



提出

日本年金機構
金沢広域事務センター

※ご返却が確認できない場合は、後日、協会けんぽからご本人（被保険者）様に「健康保険被保険者証の返納について」の通知を送付します。

●お問い合わせ先 業務グループ TEL:076-431-6155



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/>

メールマガジン会員募集しています

右の二次元コードから簡単に
登録ページにアクセスできます！



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL: 076-431-6155（代表）

協会けんぽ 富山

検索